

# 第3次千葉市消費生活基本計画と第4次千葉市消費生活基本計画との比較

## 第3次千葉市消費生活基本計画

## 第4次千葉市消費生活基本計画

### 基本理念（7） （千葉市消費生活条例）

- ア 消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利
- イ 商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利
- ウ 適正な環境の下で取引を行う権利
- エ 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
- オ 消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利
- カ 消費生活を営む上で、必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利
- キ 自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利

### 基本的方向性（4）

- （基本理念 ア）  
基本的方向1  
「消費生活の安全・安心の確保」
- （基本理念 イ・ウ・カ）  
基本的方向2  
「適正な取引環境の確保」  
※① 方向2を方向1に統合
- （基本理念 エ・キ）  
基本的方向3  
「相談による消費者被害の救済」
- （基本理念 オ・カ・キ）  
基本的方向4  
「自ら考え行動する自立した消費者の育成」  
（消費者教育推進計画）

### 課題（14）

- 課題1 食品の安全性の確保
- 課題2 住まいの安全性の確保
- 課題3 生活用品の安全性の確保  
※② 課題1～3を統合
- 課題4 関係機関との連携
- 課題5 適正な表示の推進
- 課題6 適正な計量の推進
- 課題7 生活関連商品の調査、安定供給  
※③ 課題7を削除
- 課題8 消費者被害の救済【重点課題】
- 課題9 相談体制の強化  
※④ 課題8を課題9に統合
- 課題10 関係機関との連携
- 課題11 消費者被害防止のための教育【重点課題】
- 課題12 自立した消費者になるための教育
- 課題13 事業者及び事業所への教育
- 課題14 担い手の育成・支援【重点課題】

### 基本理念（7） （千葉市消費生活条例）

- ア 消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利
- イ 商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利
- ウ 適正な環境の下で取引を行う権利
- エ 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
- オ 消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利
- カ 消費生活を営む上で、必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利
- キ 自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利

### 基本的方向性（3）

- （基本理念 ア・イ・ウ・カ）  
基本的方向1  
「消費生活の安全・安心の確保」
- （基本理念 エ・キ）  
基本的方向2  
「相談による消費者被害の救済」
- （基本理念 オ・カ・キ）  
基本的方向3  
「自ら考え行動する自立した消費者の育成」  
（消費者教育推進計画）

### 課題（10）

- 課題1 商品・サービスの安全性の確保
- 課題2 関係機関との連携
- 課題3 適正な表示の推進
- 課題4 適正な計量の推進
- 課題5 相談体制の強化【重点課題】
- 課題6 関係機関との連携
- 課題7 消費者被害防止のための教育【重点課題】
- 課題8 自立した消費者になるための教育【重点課題】(新)  
※⑤ 課題8を重点課題に追加
- 課題9 事業者及び事業所への教育
- 課題10 担い手の育成・支援【重点課題】

### 変更理由

- ※①取引環境が多様化する中、消費生活の安全・安心の確保を目指すには、商品・サービスの安全性を確保することと同時に適正な取引環境が確保されていることが必要不可欠であるため、統合して一体的にとらえる。
- ※②商品・サービスの内容ごとではなく、包括的に安全性を確保していくことが必要不可欠であるため、統合する。
- ※③流通網の発達や店舗の系列化などにより供給は安定しており、物価の地域差が薄れていることから課題としては削除する。生活関連商品の価格動向については、国の公表データ等により情報収集しており、必要に応じて消費者へ公表していく。
- ※④消費者被害の救済には相談員の能力向上だけでなく、SNSを活用した相談など、ニーズに合わせた相談体制を強化していくことが必要のため、統合して一体的にとらえる。
- ※⑤エシカル消費（人と社会、環境に配慮した消費行動）の実践は、SDGsの達成への寄与のみならず、「自ら行動する消費者」の育成にも重要なことから、食育・環境教育等と併せライフステージに応じた消費者教育を推進するため、新たに重点課題として設定。

### 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年11月9日（水） 第2回消費生活審議会（次期計画案、概要版案の確定）
- 令和4年12月2日（金） パブリックコメント実施～令和5年1月5日（木）
- 令和5年2月 パブリックコメント意見公表  
計画案の最終調整  
審議会に報告、意見聴取
- 令和5年3月 次期計画及び概要版の公表